

議案第 4 号

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則について

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成22年2月17日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第53条第2項中「庶務、会計その他の事務」を「事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務」に改める。

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第48条第2項中「庶務、会計その他の事務」を「事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務」に改める。

(沖縄県立中学校管理規則の一部改正)

第3条 沖縄県立中学校管理規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「庶務、会計その他の事務」を「事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校学校管理規則等の一部を改正する規則について

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 高等学校等の事務長の職務を規定した学校教育法施行規則の一部を改正する省令が、平成21年4月1日に施行された。
- (2) 当該改正は、事務長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図ることを目的としている。
- (3) 学校の組織体制及び指導体制の充実を図る観点から、沖縄県立高等学校管理規則等を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 次の3規則について、規定の整備を行う。
 - ア 沖縄県立高等学校管理規則
 - イ 沖縄県立特別支援学校管理規則
 - ウ 沖縄県立中学校管理規則
- (2) この規則は、平成22年4月1日から施行する。

4 根拠法令

学校教育法施行規則第82条第3項

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(事務長等) 第53条 学校には、事務長、事務主査、副主査、主任及び事務主事を置くことができる。 2 事務長は、校長の監督を受け、<u>事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その事務をつかさどる。</u> 3 事務主査は、事務長を補佐し、上司の命を受け、特定の事務を処理する。 4 副主査は、上司の命を受け、担任の事務を分掌する。 5 主任は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務を分掌する。 6 事務主事は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務に従事する。</p>	<p>(事務長等) 第53条 学校には、事務長、事務主査、副主査、主任及び事務主事を置くことができる。 2 事務長は、校長の監督を受け、<u>庶務、会計その他の事務をつかさどる。</u> 3 事務主査は、事務長を補佐し、上司の命を受け、特定の事務を処理する。 4 副主査は、上司の命を受け、担任の事務を分掌する。 5 主任は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務を分掌する。 6 事務主事は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務に従事する。</p>

新旧対照表 (第3条関係)

沖縄県立特別支援学校管理規則 (平成12年沖縄県教育委員会規則第8号) 新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(事務長等) 第48条 学校には、事務長、事務主査、副主査、主任及び事務主事を置くことができる。 2 事務長は、校長の監督を受け、<u>事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。</u> 3 事務主査は、事務長を補佐し、上司の命を受け、特定の事務を処理する。 4 副主査は、上司の命を受け、担任の事務を分掌する。 5 主任は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務を分掌する。 6 事務主事は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務に従事する。</p>	<p>(事務長等) 第48条 学校には、事務長、事務主査、副主査、主任及び事務主事を置くことができる。 2 事務長は、校長の監督を受け、<u>庶務、会計その他の事務をつかさどる。</u> 3 事務主査は、事務長を補佐し、上司の命を受け、特定の事務を処理する。 4 副主査は、上司の命を受け、担任の事務を分掌する。 5 主任は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務を分掌する。 6 事務主事は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務に従事する。</p>

新旧対照表（第3条関係）

沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(事務長等) 第29条 学校には、事務長、事務主幹、事務主査、副主査、主任及び事務主事を置くことができる。 2 事務長は、校長の監督を受け、<u>事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他の事務をつかさどる。</u> 3 事務主幹は、上司の命を受け、重要な特定の事務を処理する。 4 事務主査は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。 5 副主査は、上司の命を受け、担任の事務を分掌する。 6 主任は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務を分掌する。 7 事務主事は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務に従事する。</p>	<p>(事務長等) 第29条 学校には、事務長、事務主幹、事務主査、副主査、主任及び事務主事を置くことができる。 2 事務長は、校長の監督を受け、<u>庶務、会計その他の事務をつかさどる。</u> 3 事務主幹は、上司の命を受け、重要な特定の事務を処理する。 4 事務主査は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。 5 副主査は、上司の命を受け、担任の事務を分掌する。 6 主任は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務を分掌する。 7 事務主事は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務に従事する。</p>

学校教育法施行規則の一部を改正する省令要綱

一 小学校及び中学校に事務長を置くことができるとし、事務長は事務職員をもって充てるものとする。 (第四十六条第一項及び第二項関係)

二 小学校及び中学校の事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどるものとする。 (第四十六条第三項関係)

三 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の事務長の職務について、二に定める規定に合わせ、文言の整理を行うこと。 (第八十二条第三項関係)

四 この省令は、平成二十一年四月一日から施行すること。 (附則関係)